

# ○青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年3月9日  
規則第6号

改正 平成19年8月20日規則第19号  
平成28年3月1日規則第3号

平成26年12月25日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)の公募は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 青梅市公告式条例（平成26年条例第29号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 青梅市（以下「市」という。）の広報への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条の規定による申請は、青梅市公の施設にかかる指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第3条第2号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 団体の経営状況に関する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める書類

(選定委員会)

第4条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、青梅市指定管理者選定委員会を設置する。

2 前項に規定する青梅市指定管理者選定委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第4条の規定による選定の結果、指定管理者の候補者として選定した団体については、青梅市公の施設にかかる指定管理者候補者選定通知書（様式第2号）により、候補者として選定しなかった団体については、青梅市公の施設にかかる指定管理者候補者不選定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第6条 市長は、条例第6条第1項の規定による指定をするときは、青梅市公の施設にかかる指定管理者指定書（様式第4号）により、指定をしないときは、青梅市公の施設にかかる指定管理者不指定通知書（様式第5号）により、指定管理者の候補者に通知するものとする。

(告示する事項)

第7条 条例第6条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定をした団体の名称および所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第8条 市長は、条例第13条第1項の規定により指定を取り消すときは青梅市公の施設にかかる指定管理者指定取消通知書（様式第6号）により、管理の業務の停止を命ずるときは青梅市公の施設にかかる指定管理者業務停止命令書（様式第7号）により、当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第13条第1項の規定により指定を取り消し、または管理の業務の停止を命じたときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定を取り消したとき。
  - ア 指定管理者の名称および所在地

- イ 公の施設の名称
- ウ 指定取消年月日
- エ その他市長が必要と認める事項
- (2) 管理の業務の停止を命じたとき。
  - ア 指定管理者の名称および所在地
  - イ 公の施設の名称
  - ウ 管理の業務の停止の期間
  - エ 停止を命じた管理の業務の範囲
  - オ その他市長が必要と認める事項

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年8月20日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年12月25日規則第29号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月1日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

(第3条関係)

様式第2号

(第5条関係)

様式第3号

(第5条関係)

様式第4号

(第6条関係)

様式第5号

(第6条関係)

様式第6号

(第8条関係)

様式第7号

(第8条関係)